

クオリスキッズあべの橋保育園 重要事項説明書

＜令和6年3月1日現在＞

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者さまに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社クオリス
所 在 地	大阪市浪速区難波中 1-12-5 難波室町ビル3階
電話番号	06-6575-9848
代表者氏名	代表取締役 雨田武史

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	クオリスキッズあべの橋保育園
施設の所在地	大阪市阿倍野区松崎町2-5-24
連絡先	電話番号 06-6623-0737 FAX 06-6623-0738
管理者	園長 山本 智晴
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 6人 1歳児 11人 2歳児 13人 3歳児 13人 4歳児 13人 5歳児 14人
利用定員	満3歳以上の児童 40人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開設年月日	平成30年4月1日
施設・事業所番号	2710051006304
ホームページ	http://www.quolis-kids.com/

3 施設の目的・運営方針

クオリスキッズあべの橋保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

保育方針

○豊かな人間性を持った子どもを育てる。

○ありがとう（感謝） ごめんなさい（素直） 大丈夫（思いやり）の心を大切にします

○健やかな成長を願い、温かな気持ちとまなざしで未来を拓く大切なお子様の成長を育みます。

保育目標

- ① どんな小さな事にも感謝することができ、すべての命を大切にできる子どもを育てる。
- ② 人とのかかわりを大切にし、自分の思いも表現できる子どもに育てる。
- ③ 様々な体験や多様な人との関わりを通して、学ぶ力や思いやりの心を育てる。

4. 当園の施設と設備

(1) 施設

敷地		178.38 m ²
園舎	構造	鉄骨造4階建て
	延べ面積	421.62 m ²
園庭		園庭 6.36 m ² ・ 屋上 60.3 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	つくし組（0歳児クラス）2F
保育室	1室	たんぽぽ組（1歳児クラス）2F
保育室	1室	ちゅうりっぷ組（2歳児クラス）3F

保育室	1 室	すみれ組（3 歳児クラス） 3F
保育室	1 室	さくら組（4 歳児クラス） 4F
保育室	1 室	ばら組（5 歳児クラス） 4F
調理室	1 室	1F
調乳室	1 室	つくし組隣接 2F
事務室	1 室	1F

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月）を踏まえ 以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特色

『遊びの中でいきいきと楽しく学ぶ』をコンセプトに教育 Education も行います。

クオリスキッズでは、通常の保育に加えて、下記のプログラムの
レッスン料を無料で実施します。

① サントレ（幼児のための言葉の教育）〈2・3・4・5 歳児〉

子どもたちの心が豊かに育つためには、乳幼児期に多くの言葉の栄養を与えることが必要となります。美しい心は美しい言葉から生まれるといえます。美しい日本語が話せるように漢字かな交じり文をカードや DVD を見ながら学びます。（教材費のみ月・660 円 内¥210 は園負担します）

② リトミック 〈2・3・4・5 歳児〉

スカーフやボール、ロープ、楽器を使って、音楽を全身で感じて表現します。音感やリズム感、表現力を養いながら、バランスよく心身を発達させます。専任の講師に来ていただきます。

③ 体操 〈3・4・5 歳児〉

楽しく体を動かしながら基礎的な運動能力や意欲、忍耐力、たくましい心を育みます。（跳び箱・鉄棒・マット運動）
 専任の講師に来ていただきます。

④ 英語 〈3・4・5 歳児〉

カードやゲーム、音楽を通して自然に英語にふれ、国際感覚を養う機会を積極的に作ります。外国人の先生に来ていただきます。

⑤ ダンス

リズムに合わせて体を動かすことでリズム感を養いながら体を動かす楽しみも覚え、柔軟な心と体を作ります。専任の講師に来ていただきます。

(3) 送迎

保護者の方による送迎をお願いしています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和5年3月現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	15	11	4	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児、乳児食、1、2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。 作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3	3		
保育補助	担任以外の手伝い	2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）で時間差勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）で時間差勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、朝7時から8時まで又は16時から18時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時20分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時20分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時20分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有

※対応にはすべて医師の診断書（血液検査）が必要です。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別な配慮を必要とする子どもの保育の取組状況

地域社会の中で、支援の必要な子ども共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	ゆうゆうクリニック
医院長名又は医師名	坂田理香 医師
所在地	大阪市阿倍野区松崎町 4-5-37 スクエアビル 1階
電話番号	06-6627-9978

(2) 歯科

医療機関の名称	おおくぼ歯科
医院長名又は医師名	大窪正茂 医師
所在地	大阪市阿倍野区文の里 1-8-28 文の里ロイヤルハイツ 1階
電話番号	06-6534-8148

15 緊急時の対応

- (1) 保育中の園児に容体の変化等があった場合、速やかにその保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。尚、保護者の指定する医療機関への緊急搬送は、できない場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、保育園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、予めご了承ください。
- (3) お預かりしている園児に発熱（37.5度以上）・下痢・嘔吐・その他の症状が見られ、日常生活において保育が困難と判断した場合は、保護者へ連絡をしますが、**速やかに（概ね1時間以内）**にお迎えをお願いします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・非常用電源 無 ・スプリンクラー 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。
---------	-----------------------

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回以上、職員に対して虐待防止研修（アンケート）を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付 担当者	氏名 山本 智晴 電話番号 06-6623-0737
相談・苦情解決責任者	氏名 雨田 武史 電話番号 06-6575-9848
区市町村の苦情・相談窓口	大阪市阿倍野区役所 保健福祉センター 電話番号 06-6395-9849
第三者委員	玉木 徹
	電話番号 090-6732-8314（代表） 役職・肩書等 常盤連合松崎町 2丁目振興町会会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

（玄関内のタッチパネルの横に設置）

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こども育成協議会総合補償保険
保険の内容	死亡、後遺障害、入院、通院、手術
保険金額	死亡 100 万円・後遺障害 100 万円・ケガによる入院保証日額 1,500 円（180 日まで）・ケガによる通院保障日額 1,000 円（90 日まで）

20 園児の利用状況 令和4年3月現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	11人	11人	11人
2歳児	13人	13人	13人
3歳児	14人	14人	13人
4歳児	14人	14人	13人
5歳児	14人	14人	14人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	年1回年度末に実施予定	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

日

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和4年度）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食代	2号認定の子どもにかかる主食費	月額 1,500円
幼児副食費	2号認定の子どもにかかる副食費	月額 4,500円
コット	午睡用レンタルベットにかかる費用	無料
カラー帽子	入園時のみ	1150円
乳児 生活連絡帳	なくなれば再購入	220円
幼児 連絡ノート	なくなれば再購入	200円
幼児 出席シール帳	クラス替え事に再購入	600円
クレパス	3・4・5歳児	600円
自由画帳（B4判）	3・4・5歳児	465円

ねんど用品一式	3・4・5歳児	1525円
道具箱	3・4・5歳児	640円
のり・はさみ	3・4・5歳児	610円
サントレ料金	2歳児以上 (210円会社負担)	660円 ➡ 450円
体操服 (Tシャツ)	3歳児以上 100～120	1760円
体操服 (Tシャツ)	130～150	1815円
体操ズボン	100～130	1600円
遠足代 (幼児クラスのみ)	バス代・高速料・駐車代 (令和5年度、参考として)	1750円 令和6年度は 未定
		すべて税込み

※ 紛失された場合は、再購入していただきます。

※ タオルケットは各自でご用意ください。

<前年度参考>—令和4年度は下記の徴収でしたが、毎年同じではありません。

秋の遠足—ビックバン室内総合施設 バス遠足

1人¥1,750

5歳児クラスのみ卒園アルバム ¥12,000 (分割払い)

※保育園よりセキュリティーカード **1家庭2枚を無料**でお貸しします。

卒園時/退園時にはセキュリティーカードを必ず2枚返却してください。

破損 (汚い場合) や紛失の場合は、カード代金として1枚につき**¥2,500**を頂きます。

カードの取り扱いには、十分ご注意下さい。

2 延長保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
(朝) 7:00～7:29	朝延長	月額 2,900円
		日額 300円
(夕) 18:30～19:29	夜延長 (60分)	月額 2,900円
		日額 300円
(夕) 18:30～20:00	夜延長 (1時間30分)	月額 5,900円
		日額 600円
補食代		1食 100円
夕食代		1食 未定

※補食 (一回¥100) は、おにぎり2個程度となります。

※夕食は要相談 (利用者負担金あり)

以上

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : クオリスキッズあべの橋 保育園

所在地 : 大阪市阿倍野区松崎町2-5-24

説明者職名 : 施設長 氏名 山本 智晴

同意書

私は、書面に基づいて クオリスキッズあべの橋 保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印 (署名可)

児童からみた続柄 :